

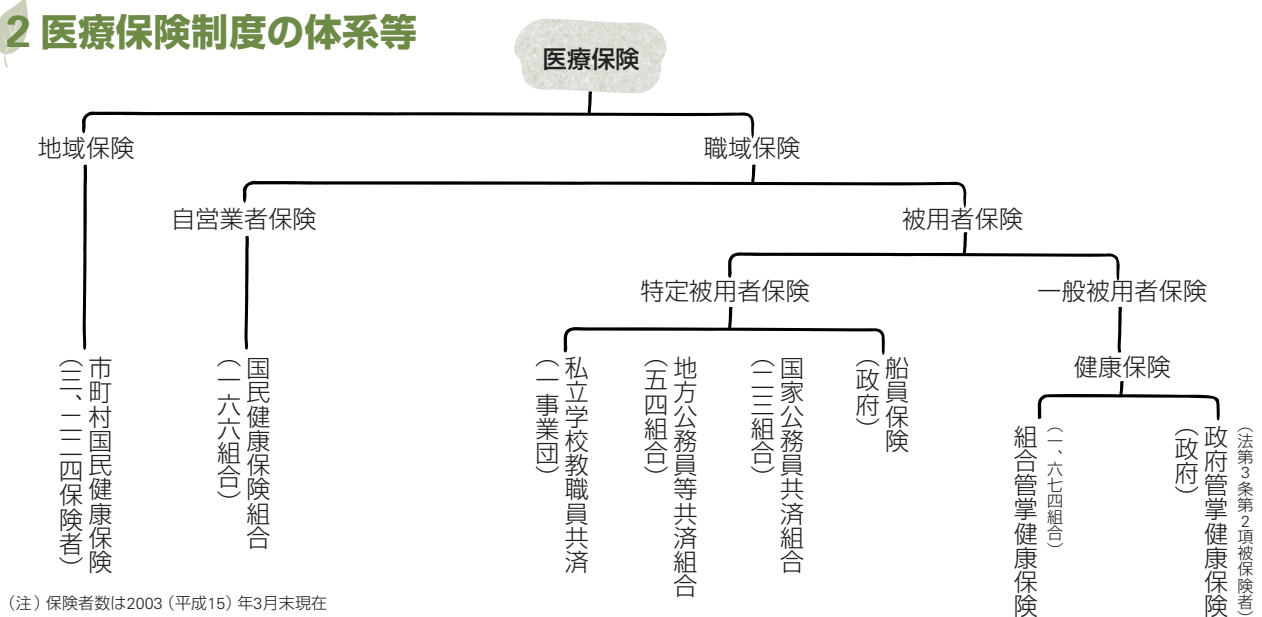
2 医療保険制度について

1 医療保険制度の特徴

保険とは、「不確実な事故の発生を予想して、これに伴う各個人の損失の危険をプールし、集団的に危険負担を行うシステム」であり、医療保険は、「疾病・傷害による費用保障を目的とする社会保障」である。

①強制加入である。保険料負担は応能主義を採っている ②各人の属する保険集団が予め決定されている ③医療保険の運営は、政府など公的機関によって行われる ④医療保険の給付は、保険事故に対応した社会政策的要求を充足する平均的標準的な給付を行うことを目的としている。（保険給付の定型化） ⑤一部負担金がある ⑥高齢者に対する所得移転の色彩が強くなっている。

2 医療保険制度の体系等

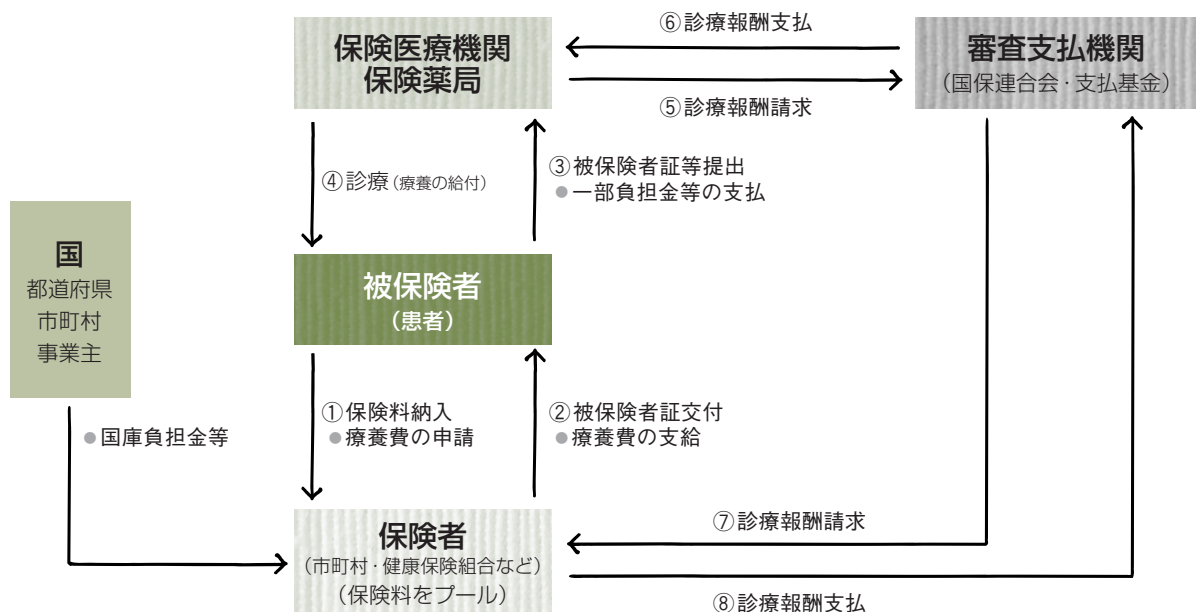


○医療保険制度等における運営主体

(医療保険制度)

制度名		対象者	【保険者2003 (平成15) 年3月末現在】
健康保険	一般被用者	政管健保	国 (社会保険庁)
		組合健保	1,674 健康保険組合
	健康保険法第3条第2項の被保険者		国 (社会保険庁)
	船員保険		国 (社会保険庁)
共済	国家公務員共済		23 共済組合
	地方公務員等共済		54 共済組合
	私学共済		1 事業団
国民健康保険	自営業者	被用者保険の加入者以外の者 (自営業者、農業従事者、大工、医師、小規模事業所の被用者、無職者 (年金生活者を含む) 等)	166 国保組合
	農業者 無職者 等		3,224 市町村
	(退職医療制度)		3,224 市町村
	(老人保健制度)		[実施主体] 3,224 市町村

3 医療保険制度の仕組み (医療保険診療の流れ)



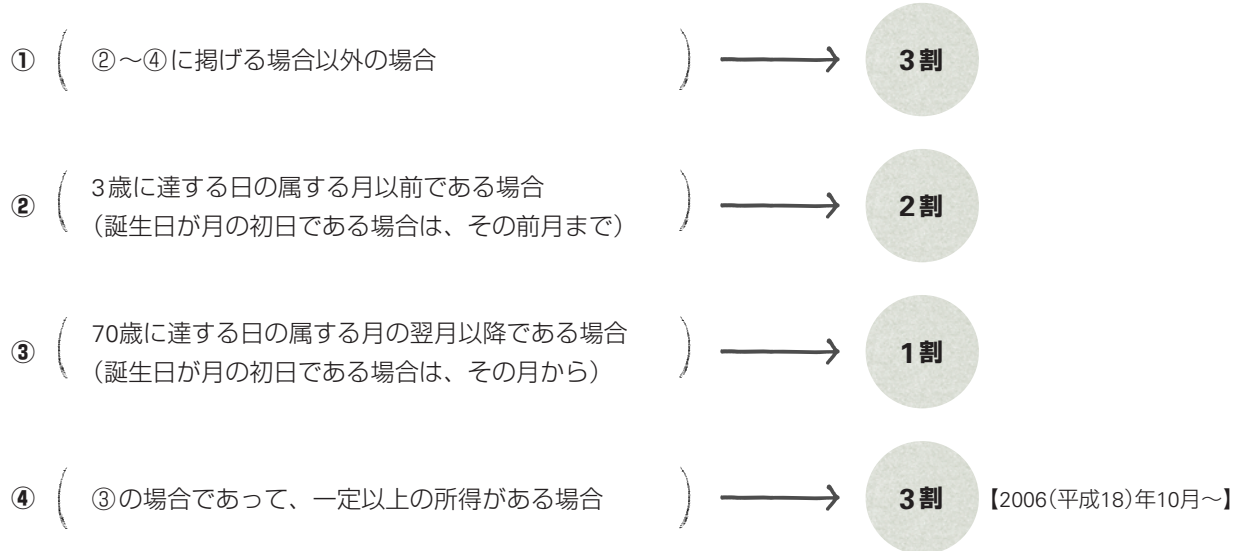
4 保険給付について



一部負担金について

一部負担金とは、療養の給付に要する費用の一部を受給者が負担する制度です。

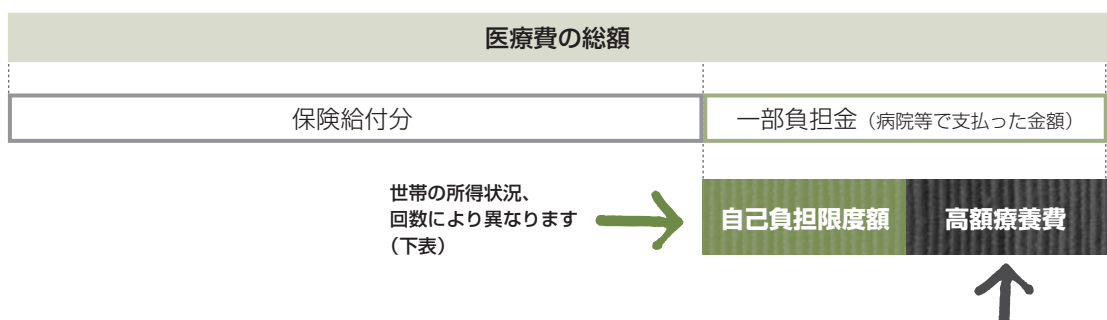
○現行の法定負担割合



高額療養費について

1 高額療養費とは

健康保険・共済組合・国民健康保険などの医療保険によって医療を受けた場合でも、その医療費が高額にのぼり、家計にとってすれば過大な負担となることがあります。高額療養費制度は、このような高額になる医療費による、患者（組合員・被保険者）の家計の負担を軽減する目的で設けられているものです。



2 高額療養費の基本計算

① 各月の1日から月末まで計算します。

※例えば月途中の入院で月をわたる場合は、入院日～月末で計算します（月単位）。

② 同じ医療機関（病院・診療所）ごとに計算します。

③ 同じ医療機関でも、医科と歯科は別計算です。また、入院と外来も別計算です。

※70歳以上の方は、病院・診療所・歯科の区別なく合算できます。

④ 保険が適用されない費用（差額ベッド代など）や入院時の食事代は計算対象外です。

3 高額療養費の基準額（自己負担限度額）【2006（平成18）年10月以降】

○70歳未満

世帯区分	1～3回目	4回目以降
上位所得者	150,000円＋（医療費－500,000円）× 1 %	83,400円
一 般	80,100円＋（医療費－267,000円）× 1 %	44,400円
低所得者	35,400円	24,600円

※上位所得者とは、国保の場合、同一世帯すべての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯に属する方が対象となります。

※低所得者とは、住民税非課税世帯の方になります。

○70歳以上

世帯区分	個人単位 (外来)	世帯単位（入院含む）	
		1～3回目	4回目以降
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）× 1 %	44,400円
一 般	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

※現役並み所得者とは、同一世帯に一定以上の所得（課税所得145万円以上）がある70歳以上の方、または老人保健対象者がいる方。

ただし、70歳以上の方および老人保健対象者の収入が一定額未満（単身で年収383万円未満、2人以上世帯で年収520万円未満）である場合、保険者（市町村・国民健康保険組合等）への申請により「一般」の区分になります。

（注）税制改正による公的年金等控除の縮減及び老年人控除の廃止に伴い、平成18年8月から70歳以上の方の上記収入基準がそれぞれ下がりますが、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の方については、平成18年8月から2年間（毎年判定）、自己負担限度額が一般並みに据え置かれます。

※低所得者Ⅱとは、住民税非課税世帯の世帯に属する方。

※低所得者Ⅰとは、住民税非課税世帯の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない方。

4 高額療養費の申請（相談）窓口

加入されている健康保険の給付窓口になります。

※政府管掌健康保険→（管轄）社会保険事務所、共済組合→共済組合の都道府県支部、国民健康保険→市町村、健康保険組合→組合支部等、などです。

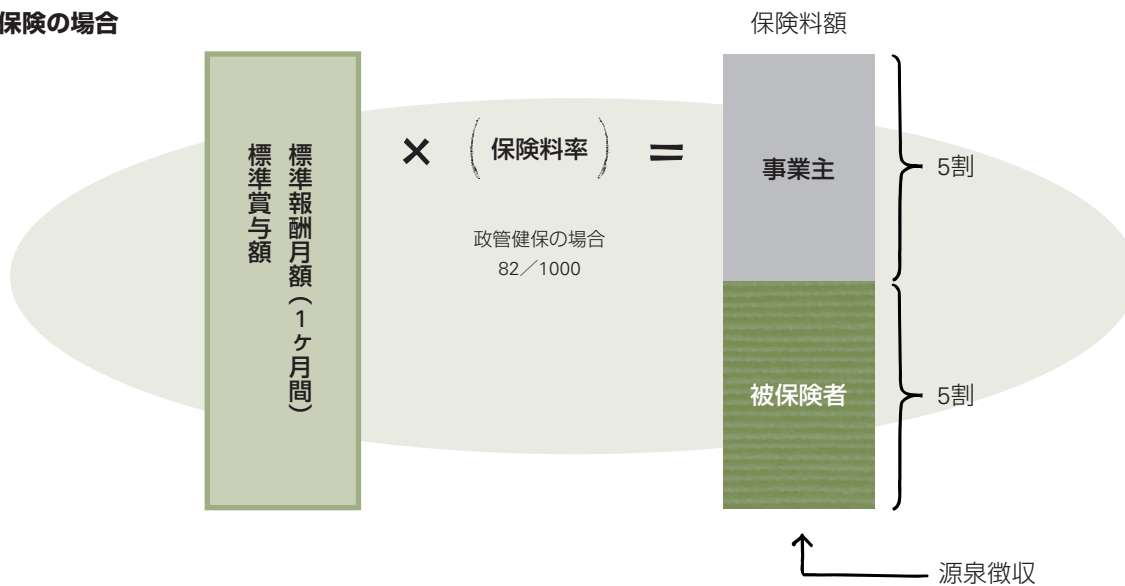
区 分		現行 1日あたり	2006(平成18)年4月1日～ 1食あたり
一定以上所得者・一般		780円	260円
低所得Ⅱ	過去12か月 の入院日数	90日まで	210円
		91日以降	160円
低所得Ⅰ		300円	100円

○医療保険給付状況【2003(平成15)年10月】

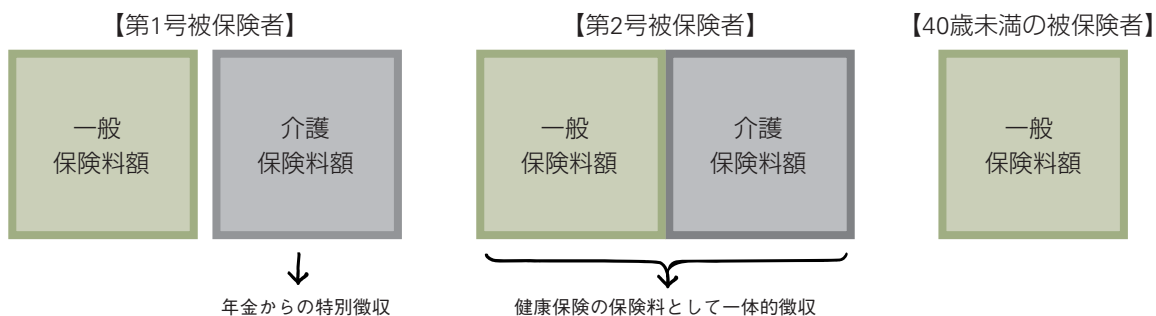
制度名			保険者	保 険 給 付			現金給付	老人保健医療 対象者の割合 (%)【2002(平成 14)年3月末】																		
				医 療 給 付																						
				一部負担	高額療養費	入院時食事療養費																				
健康保険	一般被用者	政管	国	3割ただし、 3歳未満 2割	自己負担限度額 (上位所得者) 139,800円＋(医療費－466,000円)×1％ (一般) 72,300円＋(医療費－241,000円)×1％ (低所得者) 35,400円 世帯合算基準額 同一月に21,000円以上の負担が複数の 場合はこれを合算して支給 多数該当の負担軽減 12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己 負担限度額 (上位所得者) 77,700円 (一般) 40,200円 (低所得者) 24,600円 長期高額疾病患者の負担軽減 血友病、人工透析を行なう慢性腎不全の 患者等の自己負担限度額 10,000円	(標準負担額) ●一般 1日 780円 ●低所得者は 90日まで 1日 650円 ●低所得者は 91日目から 1日 500円	●傷病手当金 ●出産育児 一時金 等	5.6																		
		組合	健康保険 組合			同上 (附加給付あり)	2.7																			
	健康保険法 第3条第2項 被保険者		国			●傷病手当金 ●出産育児 一時金 等	7.0																			
船員保険			国			70歳以上 1割 (一定以上 所得者は 2 割)	同上	7.8																		
各種共済	国家公務員	共済組合	70～74歳 老人保健と同じ			70～74歳 老人保健と 同じ	同上 (附加給付あり)	4.3																		
	地方公務員	共済組合																								
	私学教職員	事業団																								
国民健康保険	農業者等 自営業者等	市町村 国保組合		●出産育児 一時金 ●葬祭費 等 (ただし任意給付)	25.3																					
	被用者保険 の退職者	市町村																								
老人保健			〔実施主体〕 市町村	1割 (一定以上 所得者は2割)	<table><tr><td></td><td>自己負担限度額</td><td>外来 (個人ごと)</td></tr><tr><td>一定以上 所得者</td><td>72,300円＋(医療費－361,500円)×1％</td><td>40,200円</td></tr><tr><td>多数該当 の場合</td><td>40,200円</td><td></td></tr><tr><td>一 般</td><td>40,200円</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>低所得者</td><td>24,600円</td><td>8,000円</td></tr><tr><td>低所得者の うち特に所 得の低い者</td><td>15,000円</td><td>8,000円</td></tr></table>		自己負担限度額	外来 (個人ごと)	一定以上 所得者	72,300円＋(医療費－361,500円)×1％	40,200円	多数該当 の場合	40,200円		一 般	40,200円	12,000円	低所得者	24,600円	8,000円	低所得者の うち特に所 得の低い者	15,000円	8,000円	同上。 ただし、低所得 者のうち特に 所得の低い者 1日 300円	各医療保険 から支給	総人口に占める 老人保健医療対 象者の割合(%) 【2002(平成14) 年2月末】
	自己負担限度額	外来 (個人ごと)																								
一定以上 所得者	72,300円＋(医療費－361,500円)×1％	40,200円																								
多数該当 の場合	40,200円																									
一 般	40,200円	12,000円																								
低所得者	24,600円	8,000円																								
低所得者の うち特に所 得の低い者	15,000円	8,000円																								
								12.3																		

5 保険料

1 被用者保険の場合



○各被保険者の保険料額



一般保険料額
(医療保険分)

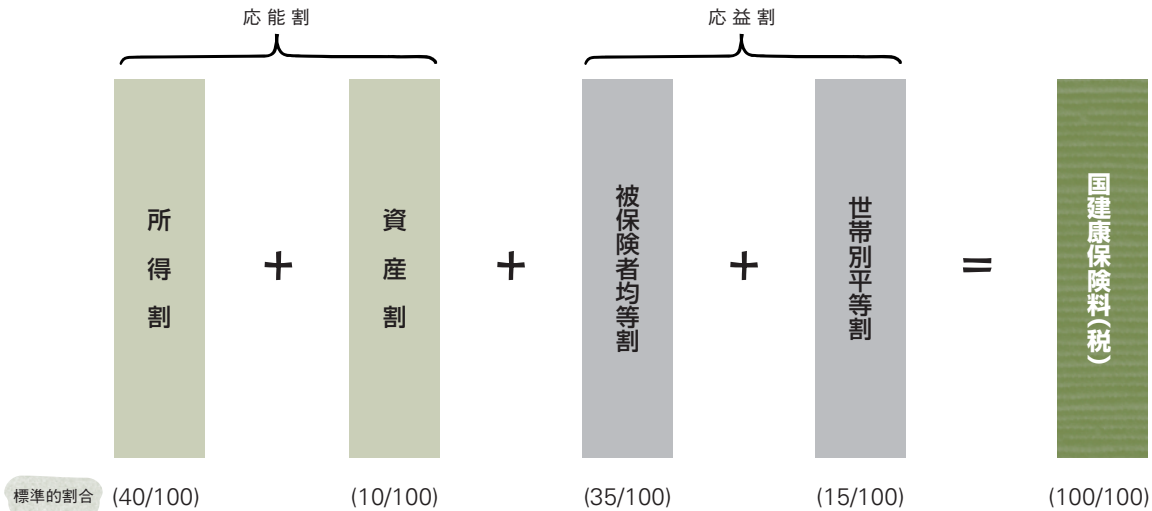
(標準報酬月額 × 一般保険料率 + 標準賞与額 × 一般保険料率)

介護保険料額
(介護保険分)

(標準報酬月額 × 介護保険料率 + 標準賞与額 × 介護保険料率)

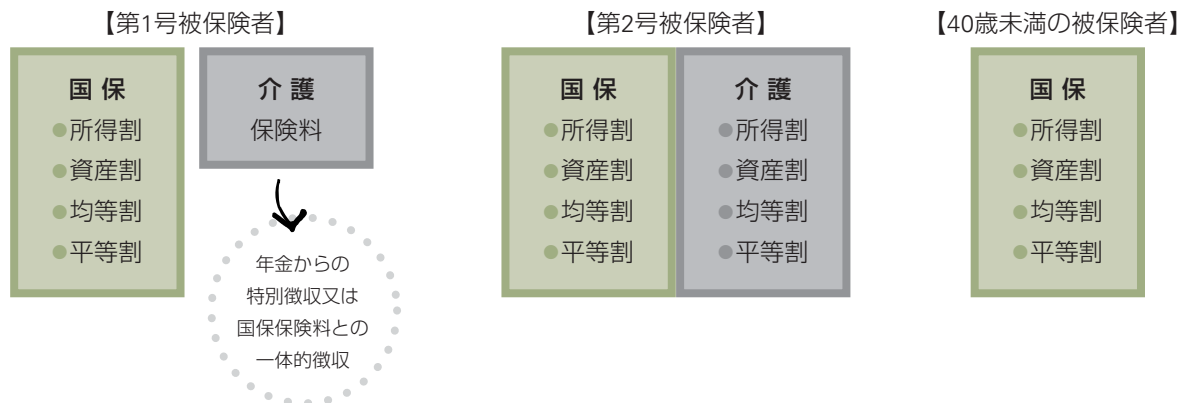
2 国民健康保険の場合

○賦課の例



医療保険分：4方式（または3方式〈所得割＋均等割＋平等割〉、2方式〈所得割＋均等割〉）により賦課

○各被保険者の保険料額



これらの賦課額については、世帯単位で合算して、世帯主から徴収。
（ただし、世帯別平等割については、1世帯分のみ賦課。）

